

おおいた芸術文化の旅 OITA Art & Culture 素材使用規定

1 目的

本使用規定は、大分県企画振興部芸術文化スポーツ振興課が管理するホームページ「おおいた芸術文化の旅 OITA Art & Culture」において使用する動画・画像等の素材（以下「素材」という。）を使用するにあたり必要な事項を定める。

2 使用方法

- (1) 素材の使用目的は、大分県の芸術文化振興に寄与すると認められるものとする。
- (2) 素材の使用者範囲は、以下のとおりとする。
 - i 大分県
 - ii 県内市町村
 - iii 県内芸術文化団体及び観光関係団体
 - iv 報道関係機関
 - v その他芸術文化スポーツ振興課長が認めるもの
- (3) 上記(2)の i～v 以外のものが素材を使用する場合は、あらかじめ「おおいた芸術文化の旅 OITA Art & Culture 素材使用申請書（様式1）」に必要な書類を添付し、大分県芸術文化スポーツ振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (4) 素材の著作権は大分県に属し、素材使用後においても同様とする。
- (5) 素材の使用により生じるいかなる事故、損害も大分県は一切の責任を負わない。

3 使用期間

素材の使用許可期間は、前項(3)により使用申請を行った当該年度限りとし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

4 使用禁止事項

次の使用は禁止する。

- ・公序良俗に反するもの、著作権等を侵害するもの、誹謗中傷、政治・宗教的目的を意図するもの、犯罪行為に結びつくもの、その他法令に反する使用。
- ・消費者はじめ他人に誤解を与えるような使用。
- ・特定企業や個人の利益を目的とした使用で、大分県の芸術文化の魅力を広報することを目的としない使用。

5 使用料

素材の使用に係る使用料は原則無料とする。

6 使用状況の報告・調査

事務局は素材の適正な使用を図るため、利用者に対して使用状況及び使用実績の報告を求め、また必要な調査を行うことができるものとする。

7 使用の取り消し

事務局が不正な使用と判断した場合は、必要な是正措置を求めたり、素材使用の取消を行うことができる。また、是正措置や使用取消に係るいかなる損害も大分県は一切の責任を負わないものとする。

8 その他

本使用規定に定めのない場合及び疑義の生じた場合は、事務局と協議し事務局の判断に従うこととする。

附則 この規定は、令和3年11月1日から施行する。

【 問い合わせ先 大分県企画振興部芸術文化スポーツ振興課 TEL 097-506-2058 】

様式 1

おおいた芸術文化の旅 OITA Art & Culture

素材使用承認申請書

令和 年 月 日

大分県企画振興部
芸術文化スポーツ振興課長 殿

申請者 住所（所在地）〒
氏名（名 称）
代表者名 印
申込担当者
申込者連絡先（TEL）
（E-mail）

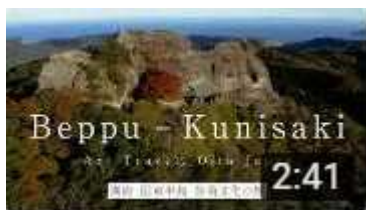
おおいた芸術文化の旅 OITA Art & Culture 素材について下記のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的	
使 用 素 材	
使 用 方 法	
使 用 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
添 付 書 類	(1) 企画書等(使用する媒体等) (2) 申請者の概要、現況をしめすもの

【参考】使用可能な素材について

●『芸術文化の旅』4K動画3種 <掲載ページ：旅のコンセプト・モデルコース>

- (1) 大分県 別府・国東半島 芸術文化の旅 (2分41秒)
- (2) 大分県 中部・南部・豊肥 芸術文化の旅 (3分10秒)
- (3) 大分県 建築の旅 (4分16秒)



●『Oita Web Stage』動画各種 <掲載ページ：芸術公演動画>



注：上記以外の芸術文化施設やイベント関連のロゴ・画像等については、大分県が著作権を持たないものも含まれますので、上記動画以外の素材使用を希望される場合はお問い合わせください。